

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県事務委任規則の一部を改正する規則

規 則

福島県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第六十三号

福島県事務委任規則の一部を改正する規則

福島県事務委任規則(昭和四十四年福島県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十号(1)中「第八十三条第一項」を「第四十条第一項」に改め、同号(2)中「第八十四条第一項」を「第四十一条第一項」に改め、同号(3)中「第八十五条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同項第二十三号(1)中「第九条の二」を「第七条」に改め、同号(2)中「第九条の四第一項」を「第九条第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

四十八 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成十九年法律第四十号)の施行に関する次に掲げること。

- (1) 第十四条第三項の規定による承認
- (2) 第十四条第四項の規定による通知
- (3) 第十五条第二項の規定による承認の取消し
- (4) 第十五条第三項で準用する第十四条第三項の規定による承認
- (5) 第十五条第三項で準用する第十四条第四項の規定による通知

- (6) 第十六条第三項の規定による承認
- (7) 第十六条第四項の規定による通知
- (8) 第十七条第二項の規定による承認の取消し
- (9) 第十七条第三項で準用する第十六条第三項の規定による承認
- (10) 第十七条第三項で準用する第十六条第四項の規定による通知
- 第三条第二項中「(19)から(21)まで、(25)から(32)まで、(34)」を「(19)、(20)、(24)から(31)まで、(33)」に改める。
- 第五条第二号中(19)を削り、(20)を(19)とし、(21)を(20)とし、(22)を(21)とし、(23)を(22)とし、(24)を(23)とし、(25)を(24)とし、(26)を(25)とし、(27)を(26)とし、(28)を(27)とし、(29)を(28)とし、(30)を(29)とし、(31)を(30)とし、(32)を(31)とし、(33)を(32)とし、(34)を(33)とし、同条第三号の二を削り、同条第六号の次に次の一号を加える。
- 六の二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)の施行に関する次に掲げること。
- (1) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法(以下「例による保護法」という。)第二十四条第一項の規定による保護の決定及びその旨の通知
- (2) 例による保護法第二十五条第一項の規定による職権による保護の決定
- (3) 例による保護法第二十五条第二項の規定による職権による保護の変更決定及びその旨の通知
- (4) 例による保護法第二十六条の規定による保護の停止及び廃止の決定並びにその旨の通知
- (5) 例による保護法第二十七条第一項の規定による指導及び指示
- (6) 例による保護法第二十七条の二の規定による相談及び助言
- (7) 例による保護法第二十八条第一項の規定による立入調査及び検診命令
- (8) 例による保護法第二十八条第四項の規定による申請の却下並びに保護の変更、停止及び廃止
- (9) 例による保護法第二十九条の規定による囑託及び報告の徴収
- (10) 例による保護法第三十条第一項ただし書の規定による入所及び養護の委託
- (11) 例による保護法第三十条第三項の規定による同条第一項ただし書の措置
- (12) 例による保護法第四十八条第四項の規定による保護の変更、停止及び廃止の届出の受理
- (13) 例による保護法第六十一条の規定による届出の受理
- (14) 例による保護法第六十二条第三項の規定による保護の変更、停止及び廃止
- (15) 例による保護法第六十二条第四項の規定による弁明の機会の付与及び弁明日時等の通知
- (16) 例による保護法第六十三条の規定による費用の返還の決定
- (17) 例による保護法第七十六条第一項の規定による遺留金品の処分
- (18) 例による保護法第七十七条第一項の規定による費用の徴収
- (19) 例による保護法第七十八条の規定による費用の徴収

